

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号の規定の運用について
(技術的助言)

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）の開発許可制度においては、法第 33 条第 1 項第 12 号に基づき、申請者の信用を確認することになっているが、同号は、事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保する趣旨で規定しているものである。この点、同号の審査に当たっては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有する事業者等であるか否かについては考慮すべき事項であると考えられる。

このため、今般これを明確にするとともに、開発許可制度の運用に当たっては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、本通知の内容については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課と調整済みであり、また同課長から警視庁組織犯罪対策部長及び各道府県警察本部長等宛ての別添「都市計画法に基づく開発許可制度からの暴力団排除の推進について」（令和 5 年 6 月 19 日付け警察庁丁組一発第 300 号）が発出されているので、本通知と併せて参考とされたい。

記

1. 開発許可申請時に確認する事項

法第 33 条第 1 項第 12 号において、申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを許可の要件として規定している。この点、申請者に信用があるかについて審査するに当たっては、申請者が以下のいずれかに該当するか確認し、該当する場合においては、慎重に判断すべきである。

イ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ロ) 法人であって、その役員のうちにイ) に該当する者があるもの

ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 確認をする方法

開発許可の申請等を受けた都道府県知事（都道府県知事、政令指定都市、中核市及び特例市の長並びに事務処理委任を受けている市町村の長をいう。以下同じ。）は、申請者が上記 1. のイ) からハ) までのいずれにも該当しないことを、誓約書等を必要に応じて提出させることにより確認すべきである。

都道府県知事は、申請者が誓約書等に違反することとなった場合には、法第 81 条の規定に基づき、開発許可を取り消すことも考えられる。

3. 暴力団員等該当性に関する警察への情報提供依頼及び申請への対応について

都道府県知事は、申請者が上記 1. のイ) からハ) までのいずれかに該当する疑いがあり、その開発行為に関する工事の内容を踏まえ必要があると認める場合には、その管内を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長に別記様式により照会を行うものとする。また、当該照会は、許可をした後においても、都道府県知事が必要と認める場合に適宜行うことができるものとする。

以上

別記様式

文 書 番 号
年 月 日

○ ○ 殿

○ ○

照 会 書

「都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号の規定の運用について(令和 5 年 6 月 19 日付国都計第 44 号各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市開発許可担当部長あて通知)」に基づき、開発許可の申請者に関して、下記のとおり照会いたします。

つきましては、下記の照会事項についてご確認のうえ、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者及び役員

役職	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住所

- 4 照会事項
次のイ) からハ) までのいずれかに該当する事由の有無
イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ロ) 法人であって、その役員のうちにイ) に該当する者があるもの
ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 5 その他

以上